



令和元年9月13日 発表

担 当	三重労働局 賃金室長	風呂谷 勝
	賃金指導官	額瀬 明美
		TEL (059) 226-2108
		FAX (059) 226-2117

報道関係者 各位

改定三重県最低賃金（時間額 873 円）の周知・広報について

三重県最低賃金は、令和元年10月1日から、時間額873円（これまでより27円アップ）に改定されます。

三重県最低賃金は、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や年齢を問いません。

最低賃金の効力は、最低賃金法第4条第1項において、「使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。」とされており、同法第40条では、「第4条第1項の規定に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。」との罰則規定が設けられています。

本年6月に厚生労働省で実施した「最低賃金に関する基礎調査」によると、三重県最低賃金が時間額873円になった場合の**影響率**（最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることになる労働者の割合）が**19.6%にのぼること**（前年同期の影響率は18.0%）から、三重労働局（局長 下角 圭司）では、ホームページへの掲載、チラシの作成・配布、地方公共団体・各種団体等への周知・協力依頼、県下の労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）での窓口指導等を行うことはもとより、幅広い周知活動が必要と判断し、**局長自らが先頭に立って**、三重地方最低賃金審議会（会長 安井 広伸）委員とともに周知活動を下記のとおり実施することとしました。

改定額については、労使はもとより広く県民に対し、幅広い周知を行うことが重要であることから、報道関係者各位のご理解、ご協力を得て、効果的な周知・広報を行いたいと考えておりますので、ご協力方、よろしくお願いたします。

記

- 日 時 令和元年10月1日（火）午前7時30分から同8時00分まで
- 場 所 JR津駅東出口付近及び近鉄津駅西出口付近
- 広報物配布者 三重労働局長他労働局職員、三重地方最低賃金審議会委員等
合計約15名
- 配 布 物 改正後の最低賃金額を記したポケットティッシュ